商品概要説明書

ＪＡリフォームローン（ジャックス保証）

（2026 年 11 月 2 日現在）

商品名	ＪＡリフォームローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上、完済時年齢が満 75 歳以下の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	(1)【住宅購入資金】 本人が所有する予定の住宅(新築･中古) 購入資金。 空き家、セカンドハウス、別荘、底地の購入も対象とします。 但し、個人間売買および、店舗、貸店舗、事務所、貸事務所、民泊等の事業を目的とした購入は対象外としますが、空き家購入に限り資金使途 (4) に準ずるものは対象とします。 (2)【隣地購入資金】 本人が所有している住宅に隣接する土地(道路を挟んだ対面の土地も対象)の購入資金。 (3)【リフォーム資金】 本人および本人の配偶者、親または子が所有もしくは本人が所有する予定の住宅のリフォーム資金。 但し、所有者が本人以外の場合は所有者の同意を得ていること。 (4)【空き家活用資金】 本人もしくは本人以外が所有する空き家を活用するための次の資金 但し、所有者が本人以外の場合は所有者の同意を得ていること。 ①賃貸を目的としたリフォームおよび、おためし移住等の空き家を賃借する際のリフォーム資金。 ②空き家解体にかかる費用･空き家解体後の駐車場等への造成にかかる費用、土地の有効活用に係る各種設備費用、登記等に関する費用等。 (5)【リフォームローン借換資金】 (6)【支払済み資金】 資金使途(1)～(4)の支払済み資金。 但し、支払日より 3 ヶ月以内に限ります。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 20 年以内とします。なお、資金使途(5)についても残存期間にかかわらず 20 年以内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年４回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年２回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年0.80％の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50％以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご融資の際、1,100円の事務取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…11,000円 ②一部繰上返済の場合 書面手続き…11,000円　　ネットバンクご利用…無料 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融共済部融資課(電話：０７６３－３２－８６１３）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき

	ます。上記当ＪＡ金融共済部融資課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１） 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡとなみ野